

「令和3年度「たらの卵」「干しするめ」及び「こんぶ調製品」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	過去の割当数量や、漁獲高、輸入量についても参考資料としてデータを出していただけると助かります。こんぶ調製品については、韓国製に限るとされていますが、韓国産以外はフリー(あるいは、韓国以外ほとんど生産していない?)なのではないでしょうか。	ご要望のあったデータについては、割当数量は過去2年分は当省のホームページから確認できます。漁獲高及び輸入量のデータは、当省の所管ではありません。また、「こんぶ調製品」については、実行関税率表の番号等が「1212・21-3」、「2001・90」、「2008・97-2」、「2008・99-2」、「2103・90」に該当する「こんぶ(ポイル後塩蔵したものに限る。)」と「こんぶの調製品」は、大韓民国産以外でも輸入割当てが必要です。ただし、「令和3年度「こんぶ調製品」の輸入割当てについて(案)」においては、大韓民国産以外の「こんぶ調製品」への割当ては予定しておりません。
2	国内のスルメイカの大不漁により、国産干しするめの供給量が少なくっており、海外の干しするめの需要が高まっています。そのため、令和3年度「干しするめ」の輸入割当てについて、輸入枠の増枠と追加枠を希望します。	「干しするめ」の枠については、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。近年我が国周辺において外国船による違法操業が活発化していることなども踏まえ、増枠及び追加枠について慎重に対応しているところです。今後、頂いたご意見も「干しするめ」の輸入割当てに係る検討の参考とさせていただきます。
3	近年ロシアでスルメイカが漁獲されているため、冷凍のイカの枠と同様にロシアを干しするめの輸入可能国として登録して頂きたい。	輸入割当制度は、外国為替及び外国貿易管理法に基づき、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物(18品目)を対象に、輸入数量又は金額等を制限することで、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的としているものです。ロシアで漁獲されるスルメイカは、我が国周辺のスルメイカと同じ資源のものであり、ロシアを「干しするめ」の原産地に加えると、我が国周辺の資源に影響を及ぼす可能性があることなどを踏まえ、引き続き水産庁と連携し、我が国周辺におけるスルメイカ資源の動向や国内生産、在庫、輸出入量、割当ての使用状況等に係る動向や見通しを勘案しつつ、頂いたご意見も「干しするめ」の輸入割当てに係る検討の参考とさせていただきます。
4	北海道沿岸及び東北太平洋沿岸のするめいかの水揚げは、昨年に輪をかけたような水揚げ不振で、干しするめの生産は伸びておりません。加工用干しするめの原料は益々逼迫してきており、干しするめ枠(需要者割当て)の大幅な増枠を切に望むものであります。	「干しするめ」の枠については、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。近年我が国周辺において外国船による違法操業が活発化していることなども踏まえ、増枠について慎重に対応しているところです。今後、頂いたご意見も「干しするめ」の輸入割当てに係る検討の参考とさせていただきます。
5	日本産の「イカ」水揚げの激減は今後も続くと思われ、国内消費市場は、昨年、今年のコロナの影響で微減という流れですが、これからの需給ギャップを補う一定量のいかの輸入必要性は、必然的になってきています。一方、ここ何十年来「干しするめ」枠の発給量4,500トンには増枠されず、国内で求められているイカの原料を輸入に頼らざるを得ない状況は深刻であり、業者の需要が増加傾向にあり続けています。結果として、イカ枠代の高騰→業者の収益圧迫→高コストによる消費者への不利益という悪い流れを断ち切れない状態にあります。このため、令和3年度「干しするめ」輸入割当て(需要者割当て)の増枠をお願いしたい。	「干しするめ」の枠については、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう品目を所管する水産庁と協議した上で決定しております。近年我が国周辺において外国船による違法操業が活発化していることなども踏まえ、増枠について慎重に対応しているところです。今後、頂いたご意見も「干しするめ」の輸入割当てに係る検討の参考とさせていただきます。
6	5と同様の理由から、全国いか加工業協同組合への需要者割当ての配分増枠をお願いしたい。	需要者割当ての各団体への配分数量は、公正に各団体に配分されるよう、過去の配分実績や通関実績を基に水産庁が決定しております。今後とも、水産庁と連携し、輸入割当制度を適切に運用して参ります。
7	提出書類に法人番号を記載させるべき。	輸入割当審査において必要な、申請者の商号、本店所在地、事業目的、代表者、役員構成等の情報については、履歴事項全部証明書等により確認を行っております。